

第1章

計画策定と見直しにあたって

1. 豊島区のまち
2. 地域福祉とは…

1. 豊島区のまち

豊かな伝統と文化を育み
心優しい人々の息づくまち

豊島区は、豊かな歴史と教育資源をもつ文化の薫り高いまちです。

現在の豊島区は、昭和7年に東京市域の拡張に伴って、北豊島郡に属する巣鴨・西巣鴨・高田・長崎の4町の区域が合併し、誕生しました。

池袋が経済・文化の中心地として副都心と呼ばれるようになったきっかけは、明治時代に鉄道が開業したことでした。現在、8路線が乗り入れる池袋駅周辺は、大規模店舗が集積し、利便性に富む都市として連日多くの人を訪れています。これは、豊島区が内外に多くの人を引き付ける個性と伝統に満ちた魅力あるまちであるからにはほかなりません。

また、高密都市でありながらも、区内のいたるところに奥深い歴史とみどりと文化資源があります。巣鴨の地蔵通り、雑司が谷の鬼子母神、そして「ソメイヨシノ」桜発祥の地や、昭和のはじめから戦前にかけて多彩な芸術家誕生の舞台となったアトリエ村と戦後のトキワ荘、近年では、演劇の拠点となる東京芸術劇場、あうるすぽっと、にしすがも創造舎、さらには7つの大学など、教育資源に恵まれ、文化と伝統が融合したまちです。

そして、なによりも、郷土愛の強さと隣人を思いやる心優しい人々の住む魅力的なまちです。

今、私たちは、この魅力的なまちで、誰もがいきいきと暮らしていける地域づくりのために、一人ひとりがお互いを支え合い、未来を担う子どもたちに、本計画の基本理念とする「優しさと強さが響きあう福祉のまち」をしっかりと受け継いでいきたいと考えます。



ソメイヨシノ 巣鴨、駒込周辺

統計にみる豊島区の現在と未来

① 人口と人口密度 全国一の高密都市

昭和60年に、273,769人だった豊島区の人口は、平成9年の246,505人を底にその後増加に転じ、平成27年1月1日現在275,507人(外国人21,616人を含む)になりました。

その結果、区の人口密度は、1haあたり211.8人(1km²あたり21,880人,1人あたり江戸間約30畳)と、全国一の高密都市となっています。

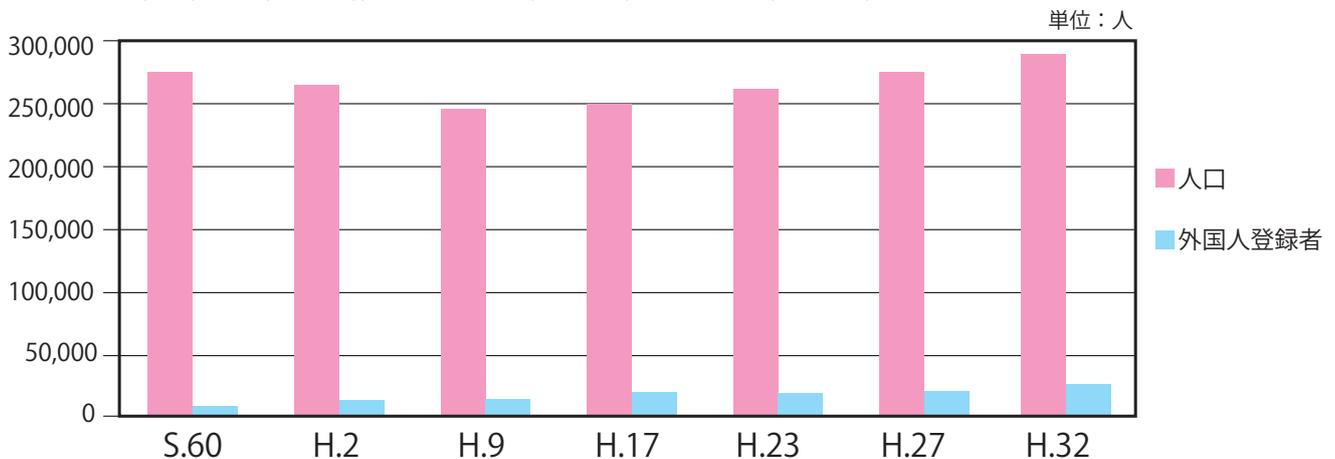
人口の推移

※各年1月1日現在 単位：人

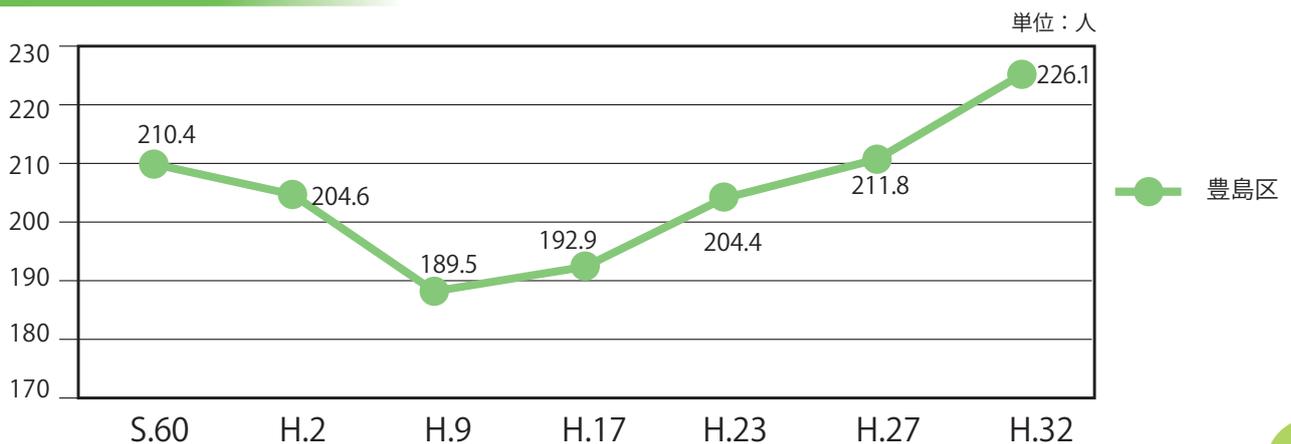
年	S.60	H.2	H.9	H.17	H.23	H.27	H.32
人 口	273,769	266,126	246,505	250,967	265,897	275,507	294,150
外国人登録者数	5,727	14,157	13,742	15,610	19,868	21,616	26,474
人 口 密 度	210.4	204.6	189.5	192.9	204.4	211.8	226.1

(住民基本台帳より)
(平成32年度：東京都区市町別人口の予測を基に作成)

参考：特別区の人口密度(平成27年1月1日現在)1haあたり 特別区の平均は146.1人
上位3区 1位 豊島区218.8人 2位 荒川区205人 3位 中野区203.1人



人口密度の推移



2 単独世帯の増加とファミリー世帯の減少

世帯総数は、平成7年を底に増え続けていますが、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」が増加する一方で、「ファミリー世帯」は、一貫して減少しています。昭和55年時点の世帯数との比較では、特に「単独世帯」の増加が著しく、全世帯に占める割合は、平成22年には6割を超えました。一方、「ファミリー世帯」は、36.5%から20%台に低下しています。

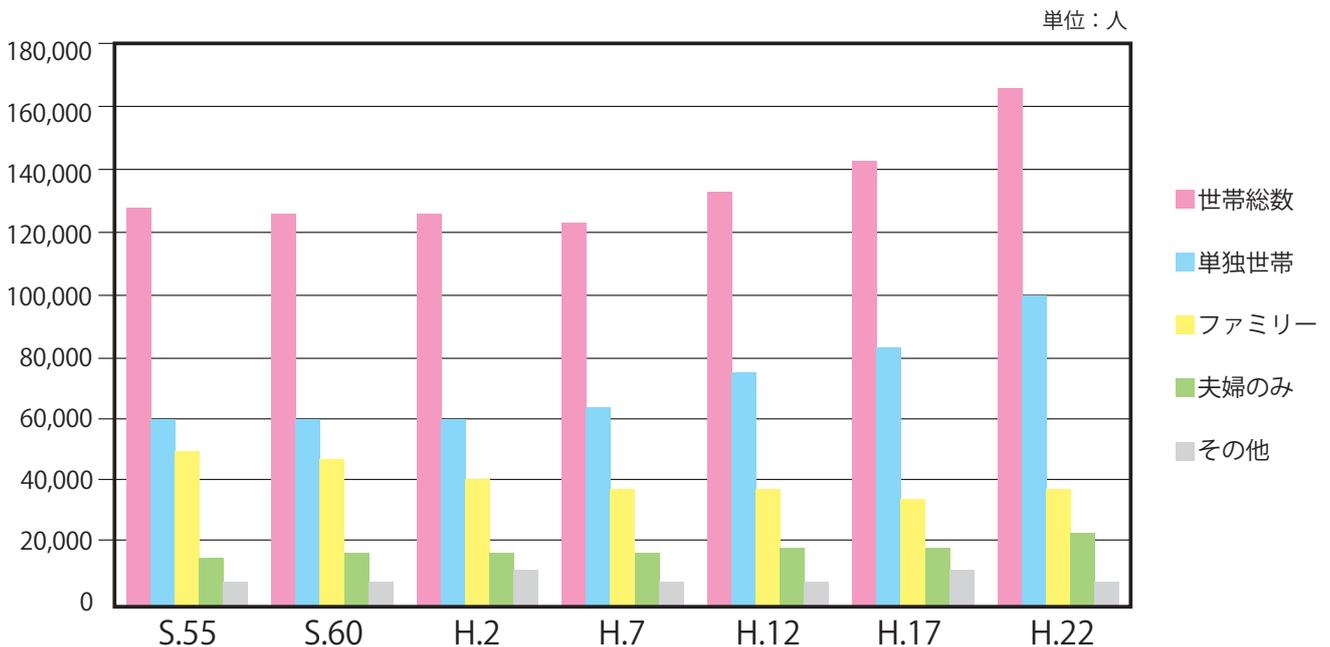
世帯類型別推移

※各年 10月1日現在 単位：世帯

年	S.55	S.60	H.2	H.7	H.12	H.17	H.22
世帯総数	128,740	127,530	127,607	125,563	134,646	142,925	165,979
単独世帯	60,068 (46.7%)	60,402 (47.4%)	60,944 (47.8%)	64,462 (51.3%)	75,197 (55.8%)	82,316 (57.6%)	101,067 (60.9%)
ファミリー	46,945 (36.5%)	44,284 (34.7%)	39,843 (31.2%)	36,353 (29.0%)	34,792 (25.8%)	32,672 (22.9%)	36,921 (22.2%)
夫婦のみ	14,551 (11.3%)	15,840 (12.4%)	16,268 (12.7%)	17,016 (13.6%)	18,190 (13.5%)	17,915 (12.5%)	21,165 (12.8%)
その他	7,176 (5.6%)	7,004 (5.5%)	10,552 (8.3%)	7,732 (6.2%)	6,467 (4.8%)	10,022 (7.0%)	6,826 (4.1%)

(国勢調査より)

※参考：平成26年10月1日世帯総数 166,174(住民基本台帳より)



③ 少子高齢化の進展 超高齢社会へ

年齢構成別に人口をみると、65歳以上の老年人口および0歳から14歳までの年少人口は、従来と同様の増加傾向を示しています。また、生産年齢人口は、増加しているものの、全体に占める割合は減少しています。

豊島区は、高齢化率の区分によれば、14～21%(高齢社会)に分類されます。

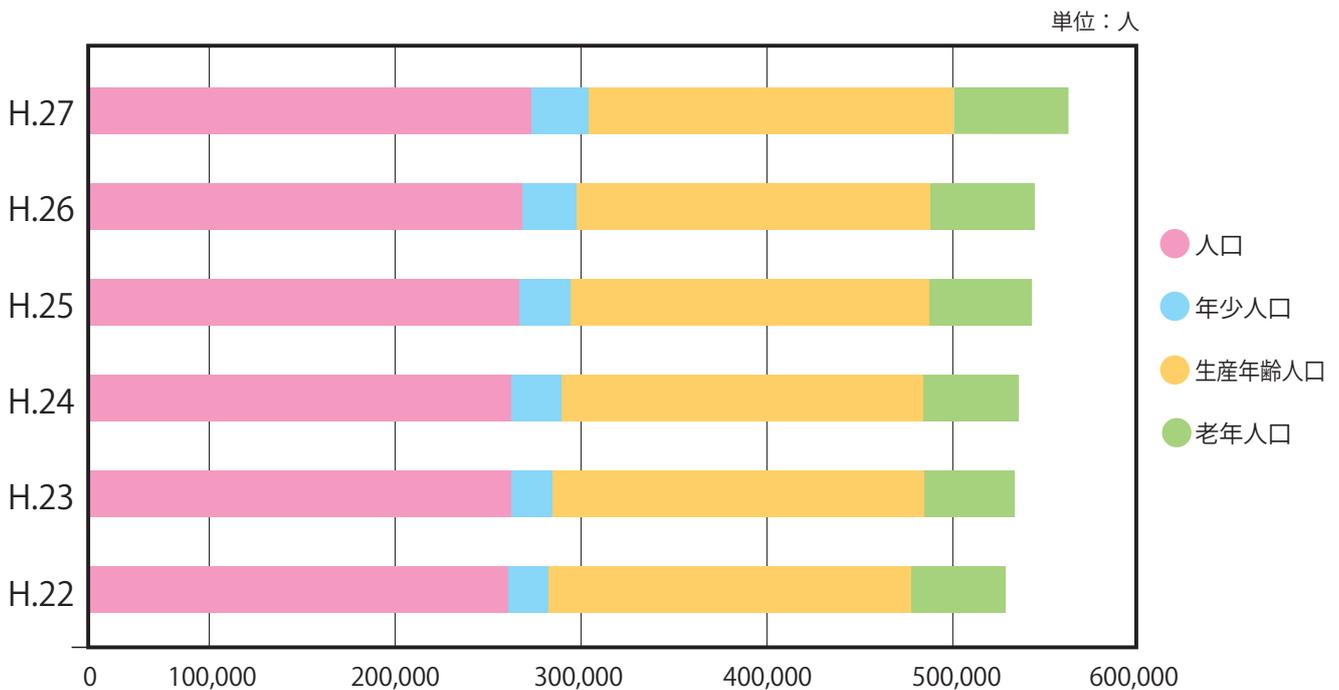
※ 高齢化率区分：高齢化社会(7～14%) 高齢社会(14～21%) 超高齢社会(21%～)

年齢構成別人口の推移

※各年1月1日現在 単位：人

年	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27
人口	263,212	265,897	267,623	268,959	271,643	275,507
年少人口 (0～14歳)	21,874 (8.3%)	22,239 (8.4%)	22,670 (8.5%)	22,905 (8.5%)	23,382 (8.6%)	23,873 (8.7%)
生産年齢人口 (15～64歳)	189,925 (72.2%)	192,056 (72.2%)	193,043 (72.1%)	192,653 (71.6%)	193,565 (71.3%)	195,420 (70.9%)
老年人口 (65歳以上)	51,413 (19.5%)	51,602 (19.4%)	51,910 (19.4%)	53,401 (19.9%)	54,696 (20.1%)	56,214 (20.4%)

(豊島区の人口と世帯より)



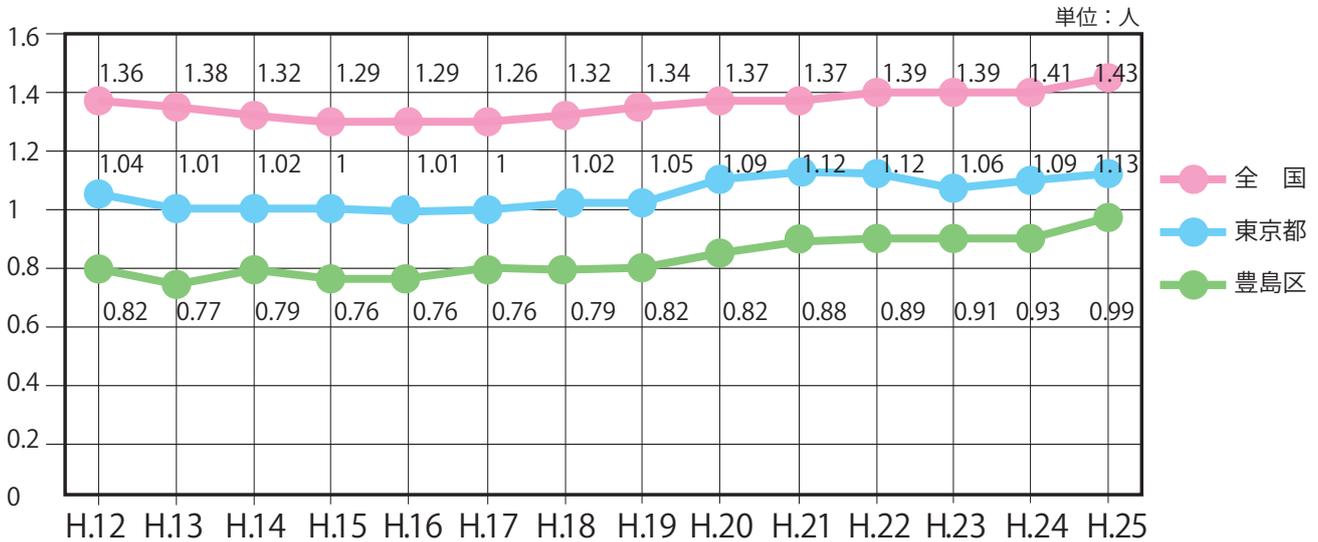
合計特殊出生率の推移

昭和から平成にかけて減少し続けてきた出生数は、平成17年以降増加に転じています。合計特殊出生率は、平成18年以降上がり続け、平成25年には0.99まで回復しましたが、国や東京都と比較すると低くなっています。

単位：人

平成	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
全国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43
東京都	1.04	1.01	1.02	1.00	1.01	1.00	1.02	1.05	1.09	1.12	1.12	1.06	1.09	1.13
豊島区	0.82	0.77	0.79	0.76	0.76	0.76	0.79	0.82	0.82	0.88	0.89	0.91	0.93	0.99

(豊島区の保健衛生より)



※合計特殊出生率：その年次の出生率で、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が一生の間に産むと仮定したときの平均子ども数。合計特殊出生率が2.07を下回ると、現在の人口を維持できなくなり「人口減少社会」となると言われている。

夫婦のみの世帯主の4割強が65歳以上

夫婦のみの世帯における世帯主が65歳以上の割合についても、昭和55年代は27.1%でしたが毎年増加傾向が顕著となり、平成22年には40.9%となり、少子高齢化が進行しています。

夫婦のみの世帯における世帯主が65歳以上の割合

※各年10月1日現在

単位：世帯

年	S.55	S.60	H.2	H.7	H.12	H.17	H.22
夫婦のみ世帯	14,551	15,840	16,268	17,016	18,190	17,915	21,165
世帯主65歳以上	3,941 (27.1%)	5,165 (32.6%)	6,133 (37.7%)	7,166 (42.1%)	8,123 (44.7%)	8,340 (46.6%)	8,650 (40.9%)

(国勢調査より)

人口の推移

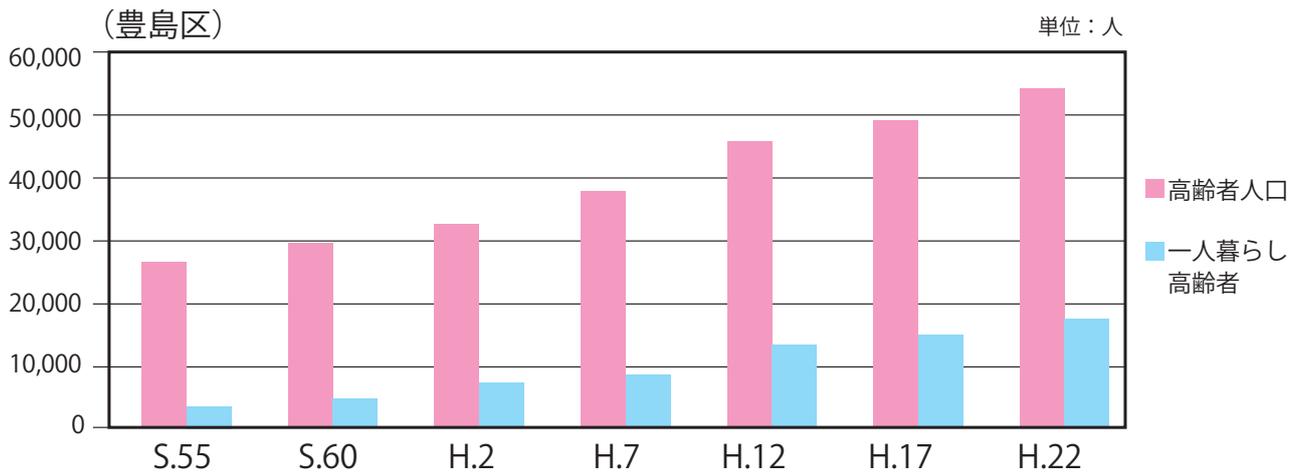
高齢者人口に占める一人暮らし高齢者数は、昭和55年当時は、3,941人15.1%でしたが、平成22年には、17,504人32.4%となり増加傾向にあります。

また、国・東京都のいずれと比較しても高くなっています。

※各年1月1日現在 単位：人

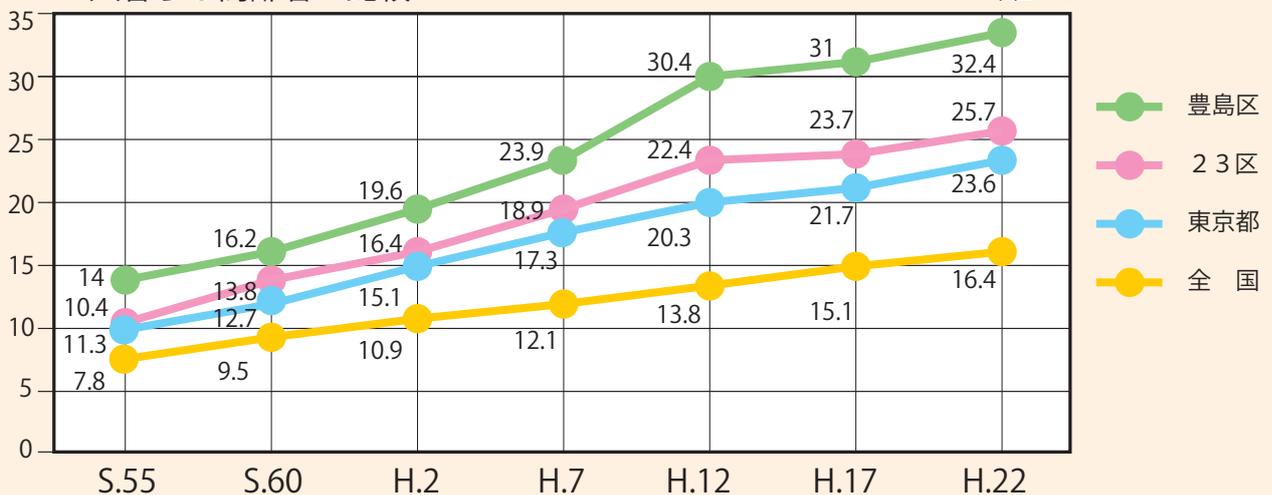
年		S.55	S.60	H.2	H.7	H.12	H.17	H.22
豊島区	高齢者	26,093	29,422	32,729	38,208	45,770	49,158	54,048
	一人暮らし 高齢者	3,941 (15.1%)	4,772 (16.2%)	6,425 (19.6%)	9,139 (23.9%)	13,898 (30.4%)	15,261 (31.0%)	17,504 (32.4%)
東京都	高齢者	894,961	1,055,850	1,244,026	1,530,695	1,910,456	2,295,527	2,642,231
	一人暮らし 高齢者	101,080 (11.3%)	134,165 (12.7%)	187,441 (15.1%)	264,636 (17.3%)	388,396 (20.3%)	498,443 (21.7%)	622,326 (23.6%)

(国勢調査より)



一人暮らし高齢者の比較

単位：%



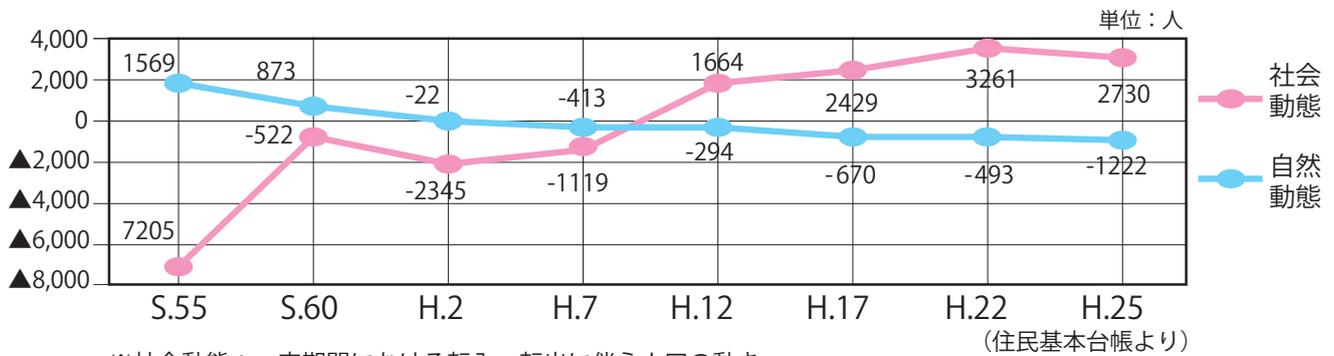
人口動態

社会動態をみると昭和55年代は、転出人口が7,000人台の大幅な流出でしたが、平成9年より転入が転出を上回り回帰傾向が見られるようになりました。

自然動態は平成2年以降増加が減少を下回っており、出生率の低下が予測されます。

※各年 1月1日現在 単位：人

年	S.55	S.60	H.2	H.7	H.12	H.17	H.22	H.25
人口	279,094	268,042	251,965	236,009	232,763	235,367	244,637	249,894
社会動態	▲7,205	▲522	▲2,345	▲1,119	1,664	2,429	3,261	2,730
自然動態	1,569	873	▲22	▲413	▲294	▲670	▲493	▲1,222



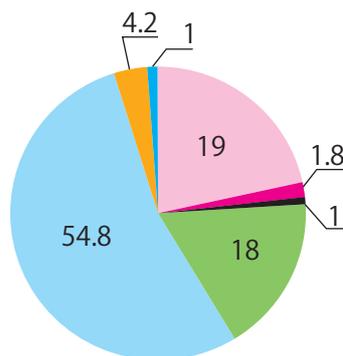
※社会動態：一定期間における転入・転出に伴う人口の動き
 ※自然動態：一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き

構造別住宅の状況（住宅・土地統計調査）

平成15年と20年の調査結果を比較すると、1戸建・長屋建と集合住宅の構成総割合は、およそ2：8です。

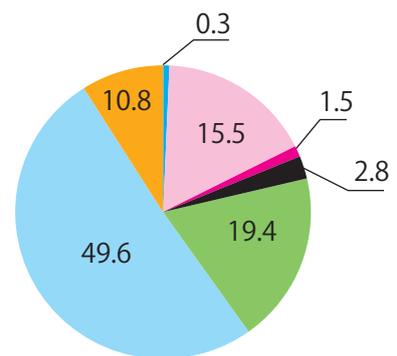
単位：%

構造別	1戸建・長屋建				集合住宅				その他
	総割合	持家	借家	不詳	総割合	持家	借家	不詳	
H.15	22.0	19.0	1.8	1.0	77.0	18.0	54.8	4.2	1.0
H.20	19.9	15.5	1.5	2.8	79.8	19.4	49.6	10.8	0.3



<平成15年調査> 単位：%

- 1戸建・長屋建持家
- 1戸建・長屋建借家
- 1戸建・長屋建不詳
- 集合住宅持ち家
- 集合住宅借家
- 集合住宅不詳
- その他



<平成20年調査> 単位：%

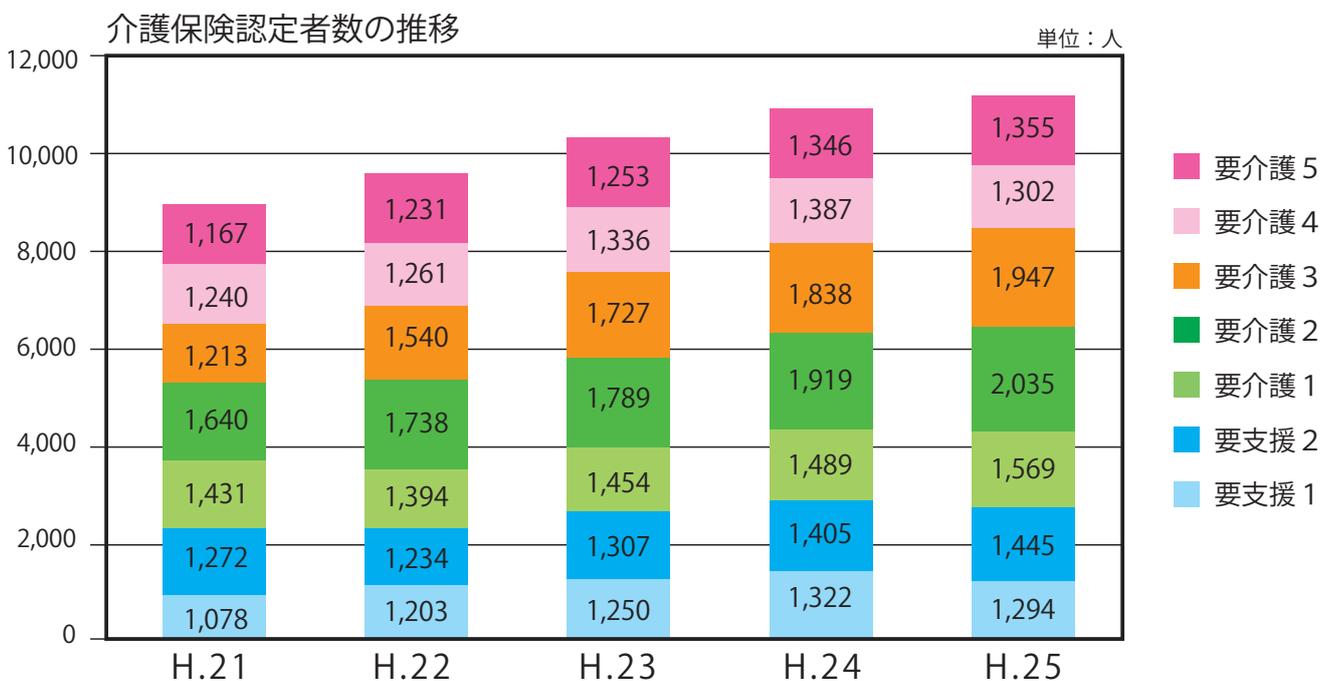
4 豊島区の福祉ニーズの推移

介護保険認定者数・被保険者数の推移

※各年1月1日現在 単位：人

年度		H.21	H.22	H.23	H.24	H.25
第1号被保険者数		51,952	51,946	52,635	54,379	55,716
介護 保険 認定 者	要支援1	1,167	1,231	1,253	1,346	1,355
	要支援2	1,240	1,261	1,336	1,387	1,302
	要介護1	1,218	1,540	1,727	1,838	1,947
	要介護2	1,640	1,738	1,789	1,919	2,035
	要介護3	1,431	1,394	1,454	1,489	1,569
	要介護4	1,272	1,234	1,307	1,406	1,445
	要介護5	1,078	1,203	1,250	1,322	1,294
小計	要支援	2,407	2,492	2,589	2,733	2,657
	要介護	6,639	7,109	7,527	7,974	8,290
合計	認定者数	9,046	9,601	10,116	10,707	10,947
	認定割合(%)	17.4	18.5	19.2	19.7	19.6

(平成25年度介護保険事業実績統計より)



※第1号被保険者数：65歳以上の被保険者数

要支援：介護保険の対象者のうち要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高いと認定された人数

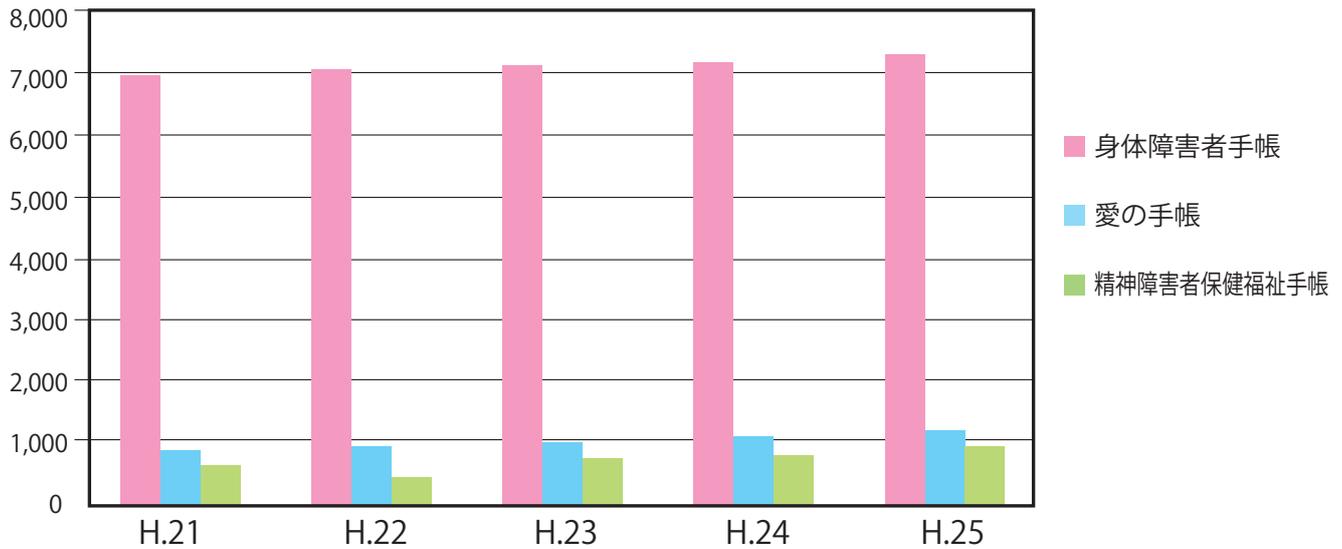
要介護：介護保険のサービスによって、生活機能の維持改善を図ることが適切であると認定された人数

障害者手帳所持者数

※各年度末現在 単位：人

年 度	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25
身体障害者手帳	6,970	7,029	7,113	7,125	7,282
愛の手帳	950	973	991	1,027	1,049
精神障害者保健福祉手帳申請状況	656	646	714	757	786

※手帳の有効期限は2年間（身体障害者手帳、愛の手帳は豊島区の社会福祉平成26年版より）
 （精神障害者保健福祉手帳申請状況は、豊島区の保健衛生平成26年版より）

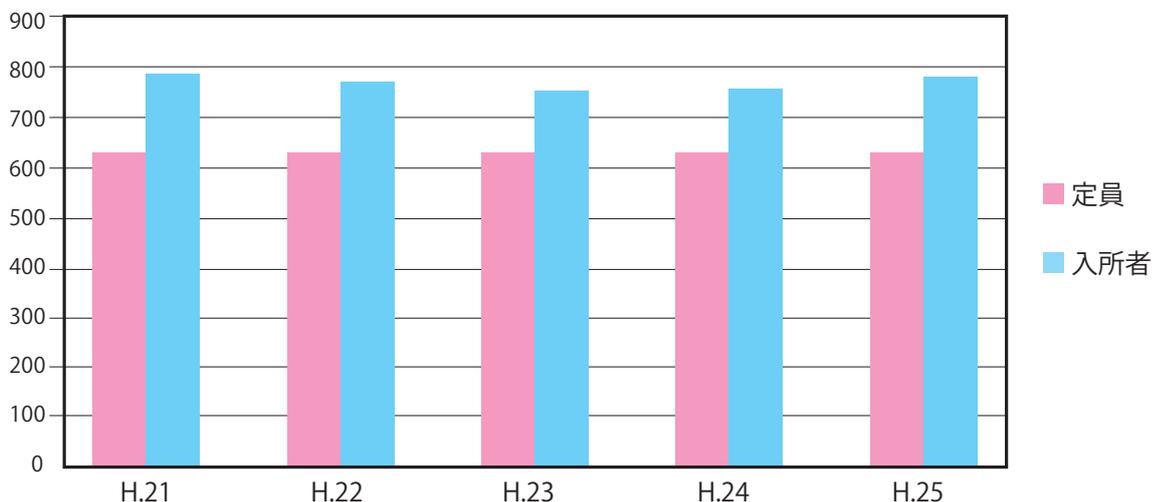


特別養護老人ホームの定員・入所者の推移

※各年度末現在 単位：人

年 度	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25
定 員	630	630	630	630	630
入所者	784	766	757	761	782

※入所者には、区外施設に入所している者を含む（豊島区の社会福祉平成26年版より）



生活保護世帯・人数及び保護率の推移

単位：世帯・人 保護率：‰

年度		H.21	H.22	H.23	H.24	H.25
人口		244,728	246,285	248,214	249,388	270,504
被保護世帯（年度月平均）		5,325	5,973	6,121	6,191	6,226
保護人員（年度月平均）		6,080	6,833	7,020	7,078	7,097
保護率	豊島区	22.4	25.8	24.5	24.7	24.4
	東京都	17.4	19.4	20.7	21.6	22.1

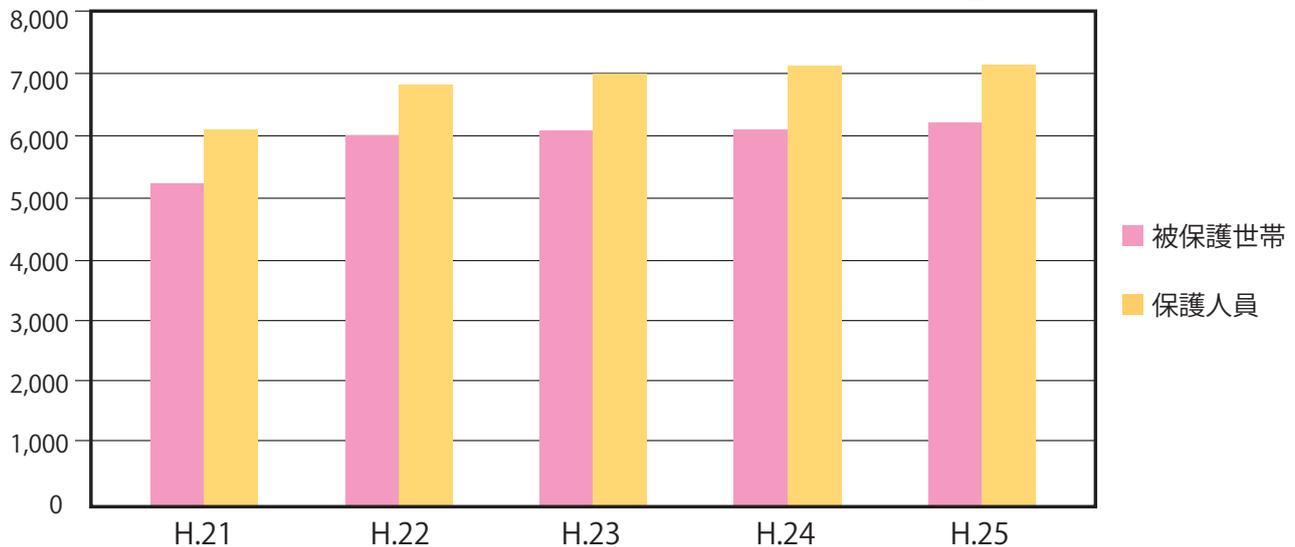
※人口は各年7月1日現在 保護率は各年7月（月中）（豊島区の社会福祉平成26年版より）

※保護率：人口に対する割合

※‰（パーミル）：1000分の1を1とする単位

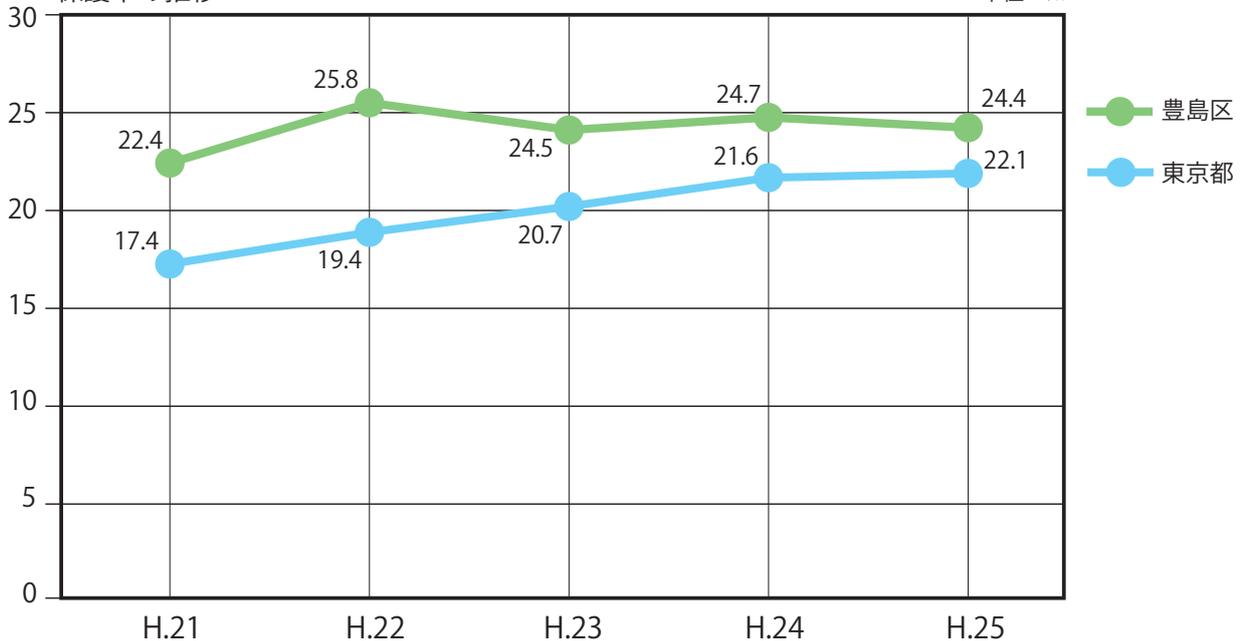
被保護世帯・保護人員の推移

単位：世帯・人



保護率の推移

単位：‰



2. 地域福祉とは ...

すべての区民がいきいきと
地域で暮らしていくために

住み慣れた地域でそれぞれの住民が自分らしい生き方を実現し、いきいきと豊かな生活を送ることはとても大切なことです。かつての農業を中心とした地域社会は相互扶助によって人々の暮らしを支えてきましたが、その後の高度経済成長期を通して地域の都市化が急速に進行し、地域社会が福祉に果たしていた役割の一部を行政や市場が福祉サービスとして提供するようになりました。現在の私たちは日常的に様々なサービスを利用して生活しています。しかし、地域で暮らしていく中で、自分の努力だけでは課題の解決が難しいことがあります。そんな時こそ、地域福祉の見守り・支え合いが力を発揮します。

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係とそのしくみをつくっていくことです。

誰もが、自分の持ち味や個性を生かして社会、経済、文化などあらゆる分野で他の人を支援する新たな支え合いの担い手になることで、地域の共助の輪は広がっていきます。

この計画では、豊島区で生活・就学・就業等を行う全ての区民の皆さんが、お互いを支え合い、自分らしく誇りをもって、いきいきと安心して暮らせるまちづくりをめざします。

社会福祉制度の動き

今日の地域福祉をめぐる様相

少子高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し広がっています。

高齢社会の到来に向けたこれまでの論議

介護保険制度は平成12年に導入されて以来、必要な見直しを行いながら定着してきました。「2015年の高齢者介護」「地域包括ケア研究会報告書」などでは、住み慣れた地域における医療・介護・福祉の一体的提供（地域包括ケア）の実現という方向性が示されました。

東京都は、「高齢者がたとえ要介護状態になっても、地域で暮らし続けることができるために必要な取組とその具体策」として平成23年に「東京の地域包括ケア～みんなで作り出す365日24時間の安心～」を示しました。

社会福祉法に「地域福祉の推進」が明記

平成12年の社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社会福祉協議会はその中核的な推進主体として社会福祉法に明記されました。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社会福祉協議会には、今日的な地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みが強く求められています。

生活困窮者自立支援法の施行

生活保護に至る前の生活困窮者に対し、自立相談支援事業を行うもので、平成25年12月13日に公布され、平成27年4月1日に施行されます。豊島区では、豊島区民社会福祉協議会に事業の委託を行い、平成26年6月30日からモデル事業として「くらしと仕事の相談窓口」を開設し、平成27年4月1日より本格実施します。

障害者権利条約の批准

「障害者権利条約」は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。平成18年12月に国連総会において採択され、平成20年5月に発効しました。我が国は平成19年9月に条約に署名、平成26年1月に批准し、2月に国内で発効しました。今後は、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されるとともに、人権尊重についての国際協力が推進されます。

社会福祉協議会は地域のコーディネーター

社会福祉協議会の使命は、区民の皆さんが主体的に地域の福祉課題を自らの問題として捉え、ともに考え、行動することができる地域づくりをすることです。

具体的には、地域の行政サービスの狭間にある複合的な福祉課題を発見して解決しようとする区民の皆さんの主体的な活動を、社会福祉協議会がその地域の様々な社会資源を活用しながら、継続的かつ日常的にコーディネートして支援することです。

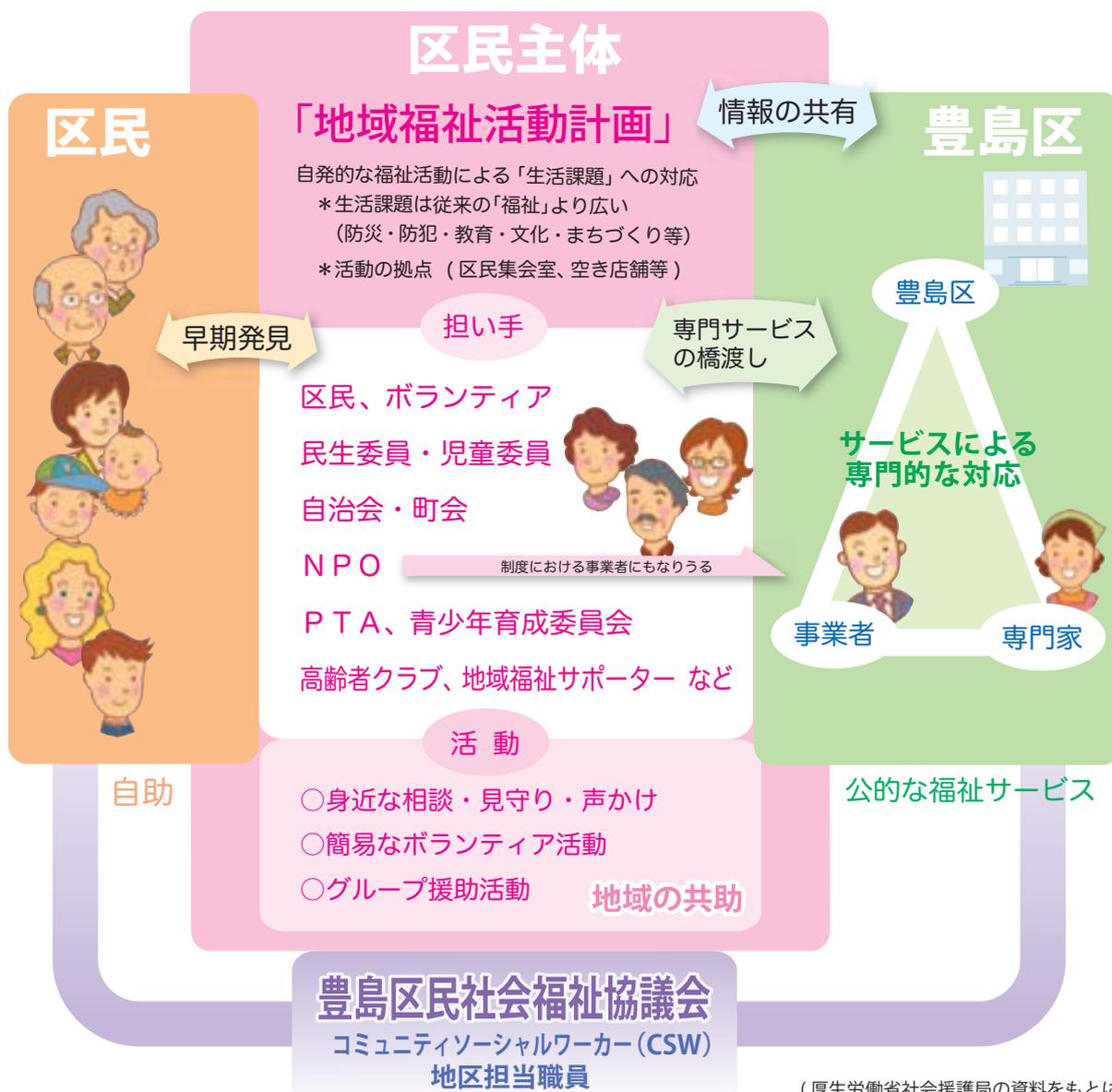
「区民の皆さん」「社会福祉に関する活動を行う皆さん(民生委員・児童委員等)」「社会福祉を目的とする事業者(障害者施設、介護保険事業所等)」等、地域のすべての関係者が社会資源となり、協力・参加し、福祉の担い手となるよう社会福祉協議会が支援、調整を行います。

これからの地域福祉 新たな支え合い

「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉～」(厚生労働省・援護局長私的研究会「これからの地域福祉に関する研究会」報告書・平成20年3月)では、地域の中でその人らしい生活ができる基盤を整備していくというこれからの地域福祉の方向性が打ち出されています。そこには、地域における新たな支え合いの概念として、住民と行政の協働による新しい福祉を構築することが明記されており、地域福祉推進のコーディネーターとして、社会福祉協議会の役割が期待されています。

しかしながら、今日の生活課題の深刻化や多様化の状況、様々な主体が新たな地域福祉実践に取り組む時代にあって、改めて現在の社会福祉協議会の活動が、「住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」「社会福祉協議会の使命を果たすものになっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図ることが必要となります。

地域における「新たな支え合い」 “ 区民と行政の協働による新しい福祉 ”



(厚生労働省社会援護局の資料をもとに作成)

コラム

地域における 新たな支え合いの場づくりの実践

豊島区内の各地に、住民の皆さんの協力と地域の資源を活かした支え合いの場が生まれてきています。

例えば、高齢者や子育て中の方々が集うサロン活動や、地域での見守りを目的とした検討会などです。

豊島区民社会福祉協議会はこうした活動にも一緒に取り組んでいきます。



ふむふむ、なかなか
楽しそうじゃのう〜♪

